

原審裁判所による検察庁への映像媒体提出命令が取り消された事例

- 【文献種別】 決定／福岡高等裁判所宮崎支部
【裁判年月日】 平成29年3月30日
【事件番号】 平成29年(ラ)第4号
【事件名】 文書提出命令に対する即時抗告事件
【裁判結果】 取消
【参照法令】 憲法13条・21条、民事訴訟法220条3号、刑事訴訟法47条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448592

事実の概要

2013年11月24日深夜、会社員Aは、鹿児島市の繁華街において、鹿児島県警の複数の警察官から制圧行為を受け胸腹部圧迫による窒息状態となり、同日夜、搬送先の鹿児島市立病院において低酸素脳症により死亡した。

これに対し、Aの両親であるXらは、警察官2名を氏名不詳として本件制圧行為につき、特別公務員暴行陵虐致死罪で告訴し受理された。これを受けて、鹿児島県検察庁は、本件制圧行為に関係した5名の警察官を捜査し、そのうち2名について業務上過失致死罪で鹿児島簡易裁判所に略式起訴し、他の3名については不起訴処分とした。起訴された2名の警察官は、本件刑事裁判(以下、基本事件)においていずれも公訴事実を認め、2015年7月9日、それぞれに対し罰金30万円の有罪判決が下されこれが確定した。

なお、この警察官らによる制圧行為は、鹿児島県警の許可及び協力の下で、番組取材のためにBテレビ局等によってその一部始終が撮影されていた(ちなみに、この映像が、放送されることはなかった)。その後、鹿児島県警は、この模様を撮影した映像媒体をBテレビ局等から押収し、それを画像補正した上でDVDに収録して鹿児島地方検察庁検察官(以下、保管検察官)に送付している(もっとも、この映像媒体(本件準文書ともいう)が、基本事件に提出されることはなかった)。

2015年10月5日、Xらは、Y(鹿児島県)を相手取り、国家賠償請求訴訟(以下、本件)を提起するに至った。その中でXらは、「本件警察官らによる本件制圧行為の違法性、及びAを死亡さ

せたことについての本件警察官らの過失の程度が重いこと」を証明するために、上記映像媒体の提出命令を求めた。原審はこの訴えを認め、この映像媒体を保管する保管検察官に対して文書提出命令がなされた(鹿児島地決2016・12・7LEX/DB25545626)。これを不服として、Yが即時抗告を行った。

決定の要旨**1 映像媒体を取り調べることの必要性の有無**

Aに対する警察官の制圧行為の状況をめぐっては、XらとYの主張が対立している。そこで、Bテレビ局等が撮影・作成しその後押収された映像媒体を利用することの可否が、問題となる。「しかし、本件制圧行為の態様及び本件制圧行為時のAの状態や具体的言動は、本件警察官らのみならず、偶然居合わせた目撃者らが目撃しており、その供述調書等も提出されていることも考慮すると、本件準文書の取調べが必要不可欠なものとはいえない」。

2 報道機関の取材の自由を保護する必要性

他方で、この映像媒体の性質を考慮すると、「仮に保管検察官において、テレビ局等の意思に反して一方的にこれを原審裁判所に提出した場合、テレビ局等が有する報道の自由ないし取材の自由を侵害するおそれが高いと認められる」。

この取材が鹿児島県警の許可及び協力を得て行われ、この映像媒体が司法審査を経て押収されたという事情の下にあるとしても、「テレビ局等が取材に際し、捜査機関が取材映像を報道以外の目的に用いることを予め許容していたとは到底言え

ないし、令状裁判官が差押え対象電磁的記録につき捜査以外に用いられることを前提とした審査をしたものとは考えられないから、基本的に異なるところはない」。確かに上記のような事情は、「鹿児島県警察による差押えの可否を判断する上では取材の自由が妨げられる程度や将来の取材の自由が受ける影響を一定程度低下させる意味を持つ事情と評価できないではないが、差押えの可否の問題と差押後の取材用電磁的記録の原審裁判所への提出の可否の問題は同列に論じられない」。

また、「テレビ局等が、取材映像の差押えにつき、甘受し、あるいは一定の協力の姿勢を示していたとしても、当該取材映像がテレビ局等に無断で捜査・公判目的以外に用いられることがあれば、当該テレビ局等との信頼関係を失わせ、ひいては報道機関の協力を得て行われる将来の同種事件の捜査全般に支障を来すおそれがあるというべきである」。

3 事件目撃者のプライバシー保護の必要性

上記映像媒体には、A以外にも複数の事件目撃者の容貌や言動が記録されている可能性があるため、この映像媒体を保管検察官が提出すれば、「上記の者らの尊厳や名誉及びプライバシーが害されるおそれも否定できない」。

4 結論

「以上のとおり、基本事件において本件準文書を取り調べる必要性があることは認められるが、取調べの必要性が高いとは必ずしもいえない一方、本件準文書が開示されることにより、テレビ局等の報道の自由ないし取材の自由が侵害されるおそれ、基本事件の当事者ではない多数の者の尊厳や名誉及びプライバシーが侵害されるおそれ、テレビ局等と捜査機関との間の協力関係ないし信頼関係を損なうことにより将来の同種事件の捜査に支障が生じるおそれがあるといえることを考慮すると、本件準文書の提出を拒否した保管検察官の裁量判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであるとは認められない」。

判例の解説

一 本件における報道機関の「取材の自由」の位置づけ

1 これまでの判例の流れ

博多駅事件決定（最大決 1969・11・26 刑集 23

巻 11 号 1490 頁）以降、日本テレビ・ビデオテープ押収事件決定（最二小決 1989・1・30 刑集 43 巻 1 号 19 頁）や TBS ビデオテープ押収事件決定（最二小決 1990・7・9 刑集 44 巻 5 号 421 頁）など、裁判所や捜査機関が、それぞれ刑事裁判、犯罪捜査の過程で、報道機関が撮影・作成した映像媒体の提出を命じもしくはそれを押収することが、とりわけ報道機関の取材の自由とのかかわりで問題となってきた。しかし、最高裁は、博多駅事件決定で採用した審査基準、すなわち、報道機関の取材の自由に対する不利益と「公正な刑事裁判の実現」の必要性とを比較衡量する判断枠組みを踏襲することにより、映像媒体の提出命令や押収を許容する判断を行ってきた¹⁾。

そうした中、本件は、テレビ局が番組用として作成し、その後警察が押収し検察官が保管していた映像媒体の提出命令が取り消された極めて珍しいケースである。

2 取材の自由に対する保護充実化の契機？

本件において、映像媒体提出命令取り消しの根拠のひとつとされたのが、「テレビ局等の報道の自由ないし取材の自由が侵害されるおそれ」である。

これまで取材の自由については、博多駅事件決定が「報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」（下線、引用者）としていたことから、最高裁は憲法 21 条によって直接的に保障される報道の自由よりも、憲法上低い保護しか認めていないとする消極的評価がなされてきた²⁾。

これに対して本件では、「報道の自由ないし取材の自由」という表現が用いられ、少なくとも両者の優劣関係は示されていない。後でも検討するように、本件が報道機関の取材の自由についてかなり慎重かつきめ細かい検討を行っていることを考慮すると、本件は、取材の自由について従来よりもかなり手厚い保護を与えると同時に、これを報道の自由の保護レベルにまで接近させようとしたと評価することも可能なのではないだろうか。

二 本件における比較衡量基準

1 先例と本件との異同

本件では、博多駅事件決定こそ引用されていな

いものの、同様の比較衡量基準³⁾がやはり採用されている。ただし、本件の基本構造は、これまで争われてきた同種事案のものとは大きく異なっている。これまでのケースは、裁判所ないし捜査機関が刑事事件や犯罪捜査の過程で、報道機関の所持する映像媒体の提出を命じたはその押収を行うものであった。これに対して、本件は民事事件、すなわち、基本事件となった刑事事件の真相解明を求める被害者遺族であるXらが、鹿児島県を被告とする国家賠償請求訴訟の中で、鹿児島県警の警察官による制圧行為の違法性や過失の重大性を証明する証拠として、その一部始終が録画されその後押収された映像媒体の提出命令を申し立てたところに、大きな相違点をみてとることができる。

2 取材の自由の保護 v. 証拠としての映像媒体を取り調べる必要性

その上で、本件で適用された比較衡量についてみると、まず報道機関の「報道の自由ないし取材の自由」の保護と、訴訟当事者間に対立がみられる基本事件の真相解明のために押収された映像媒体を「取り調べる必要性」が天秤にかけられている。そして、後者については、証拠価値の高さを認め「取り調べる必要性があることは認められる」としながらも、偶然居合わせた事件目撃者やその供述調書も存在することから、映像媒体の「取り調べが必要不可欠なものとはいえない」とする。

他方で、前者については、緻密な検討によって、報道機関の取材の自由を格段に尊重する姿勢をみせている点が注目される。具体的には、①報道機関の意思に反して、映像媒体を保管する検察官が一方的に映像媒体を提出することで生じる「報道の自由ないし取材の自由」の侵害の恐れ、②報道機関による取材活動に対し鹿児島県警の協力及び許可があったという事実は、押収後の映像媒体の提出の可否には関連性をもたないこと、③映像媒体を報道機関に無断で犯罪捜査・裁判以外に利用することによって生じる報道機関との信頼関係の悪化、それに伴い報道機関の協力が得られないことによる将来の同種事件の捜査全般に対する支障の恐れなどが、子細に検討され、本件での映像媒体提出を拒否した保管検察官の裁量判断を支持する結論につながっている⁴⁾。

なお、この点について、映像媒体提出を命じた

原審は、捜査機関によってすでに映像媒体が押収されていたという事実をもって、それを目的外利用しても報道機関の「報道の自由、取材の自由が侵害されることによる弊害が大きい」ということは「でき」ないとする。しかし、取材によって得られた映像を報道以外の目的に利用することは、やはり報道機関による将来の取材活動にとっては潜在的かつ死活的なダメージを与えかねない。したがって、本件が主張するように、「差押さえの可否の問題と差押さえ後の取材用電磁的記録の原審裁判所への提出の可否の問題は同列に論じられない」といえるであろう。

三 事件目撃者のプライバシーの利益

本件における比較衡量基準ではさらに、「報道の自由ないし取材の自由」の保護と並んで、事件現場に偶然居合わせた事件目撃者のプライバシーの利益について検討が加えられている点も注目される。

この点、原審では、基本事件の被告人・被疑者を含むプライバシーの利益についても検討が行われているが、いずれもプライバシー侵害による弊害の恐れを認めることはなかった。これに対し、本件では、映像媒体が提出されることになれば、「不特定多数の野次馬の容貌や言動」も含む事件目撃者のプライバシーの利益に対する侵害の恐れがありうることも推認されている。

ここで考えておかなければならないのは、このプライバシーの利益の法的性質である。本件の文脈からすれば、ここでのプライバシーとは、端的に「肖像権」を指すものになると考えられる。保管検察官による映像媒体の提出が、憲法13条に含まれると考えられる事件目撃者の肖像権侵害を構成しうることは、とりあえず想定されよう。

しかし、むしろここで留意しておきたいのは、この映像媒体を押収し保管する捜査機関が、この映像を保存し続けその後も利用可能な状態であり続けることが、いわば自己情報コントロール権としてのプライバシーの観点から絶えず検証され続けなければならないのではないかと、との視点である。本件で問題となっている映像媒体はBテレビ局等によって撮影・作成されたものであるが、とりわけ警察による捜査活動の一環としてこうした映像が押収される情報収集活動の場面においては、情報技術の展開と高度化が個人のプライバ

シーに対してもたまた常態的で永続的なインパクトは今や絶大なものがある⁵⁾。したがって、捜査機関が報道機関から押収した映像の目的外使用の危険性については、報道機関による将来の取材活動に対するダメージという観点からだけでなく、場合によっては、撮影の対象となった個人の自己情報コントロール権としてのプライバシーの観点から検討しておく必要もあるといえよう。

四 おわりに

本件は、先の比較衡量の中で、映像媒体取り調べの必要性をそれほど重視することはなかった。けれども、原告代理人が提出した文書提出命令申立書によれば、裁判所に提出された警察官などの供述調書には、警察官の違法な制圧行為に関する「客観的に存在する重要な事実がカットされて」いる箇所も確かに存在するようである。この観点からすれば、本件は、報道機関による取材の自由の保護が焦点となったケースではあったが、しかし一方で、市民の基本的な人権に対する「公務員の職権濫用による被害の回復」がそれに対峙する法益として問題となったケースとみることもできよう⁶⁾。

報道機関の取材の自由の保護という利益との調整から、このようなケースにおける真実追究の方途については、一体どのように考えるべきであろうか。これについては、あくまでも報道機関の取材の自由に「優越的地位」を認めた上で、裁判所の照会があった場合、報道機関の自主的な判断に委ねながら、市民の基本的な人権保障のために不可欠と判断される例外的なケースに限って、報道機関が映像等を裁判所に提出するという選択肢を検討するアプローチがあり、ひとつの参考となる⁷⁾。

●—注

- 1) もっとも、「公正な刑事裁判の実現」のためとはいっても、裁判所と捜査機関という主体の違いを無視することは、むろん許されないであろう。例えば、辻村みよ子『憲法〔第5版〕』（日本評論社、2016年）208頁、長谷部恭男『憲法〔第5版〕』（新世社、2011年）210頁、紙谷雅子「取材ビデオテープの押収と取材の自由（I）——日本テレビ事件」『メディア判例百選』（2005年）16～17頁参照。
- 2) 松井茂記『日本国憲法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）479頁。なお、本決定において最高裁は「取材の自由を

報道の自由に対して一ランク劣った地位の権利としてとらえているように思われる」としつつ、このケースが初めて、「取材の自由が……憲法上の保護に値する権利であるとした点に積極的な意義」を見出す見解もある。古川純「取材・報道の自由——博多駅事件取材フィルム提出命令事件」樋口陽一＝野中俊彦編『憲法の基本判例〔第2版〕』（有斐閣、1996年）96～97頁。

- 3) この比較衡量基準については、それを積極的に評価する声がある一方で、報道の自由や取材の自由のような「本来、表現の自由規則の合憲性審査は、厳格な基準によってなされるべきであり、ニュース素材の提出命令や差押の処分についても、まず、違憲の推定が働き、当該処分をなす側が合憲であることの証明責任を負う、としなければならない」という批判もなされてきた。小林武「TBSビデオテープ差押処分事件最高裁決定」『平成2年度重要判例解説（ジュリスト980号）』（1991年）25頁。
後述するように、結果として本件では、報道機関の取材の自由の保護に比重がおかれたものの、本件のようなケースにおいても、先の比較衡量基準適用の適否については同様に検討の余地がある。
- 4) ただし、本件では、映像媒体提出によって生じうる将来的な不利益が、通常懸念される将来の報道機関の取材活動に対してではなく、捜査機関による捜査に対する将来の支障という文脈で論じられていることには注意を要する。
- 5) この点、情報技術の高度化が進んだ現代においても、情報の取り扱いをめぐる、依然として警察による情報の「取得時中心主義」を基本的枠組みとする現状に警鐘を鳴らす山本龍彦の次の指摘は示唆に富む。「我々はいまや、ある瞬間見られたり、聞かれたりすることによる脅威とともに、あるいはそれ以上に、その情報が警察によってどう保存され、どう利用されるかに脅威と不安を感じている。情報は、当該事件のために使われ切られるのではなく、当該事件を超えて使われ回される。……こうした実態を、情報取得の時点で考慮しなくてよいのか、すなわち、取得の瞬間だけを切り取って、当該処分（取得行為）の性格を判断してよいのか、『取得時中心主義』という言葉に込めた批判的な含意である」。山本龍彦「監視捜査における情報取得行為の意味」法時87巻5号（2015年）61～62頁。
- 6) 立山紘毅「放送済み取材ビデオテープの押収と取材の自由——TBSビデオテープ押収事件」『憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕』（2007年）165頁参照。
- 7) 古川・前掲注2）98頁、小林直樹『憲法判断の原理上巻』（日本評論社、1977年）214～215頁参照。

三重短期大学教授 三宅裕一郎